

●香川県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和2年9月25日から同年10月16日まで一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路 線 名 大見吉津仁尾線（220号）
- 3 道路の区域

| 区 間   | 変 更<br>前後別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考                      |
|---|------------|-----------------|---------------|--------------------------|
| 三豊市三野町吉津字谷<br>乙300番1地先から<br>三豊市三野町吉津字正本<br>乙86番地先まで | 前          | 9.3~31.0        | 219           | 地域ため池総合整備事業<br>による仮設道の設置 |
|   | 後          | 9.3~31.0        | 219           |                          |
|   |            | 14.3~31.5       | 200           |                          |

- 4 供用開始の期日 令和2年9月25日